

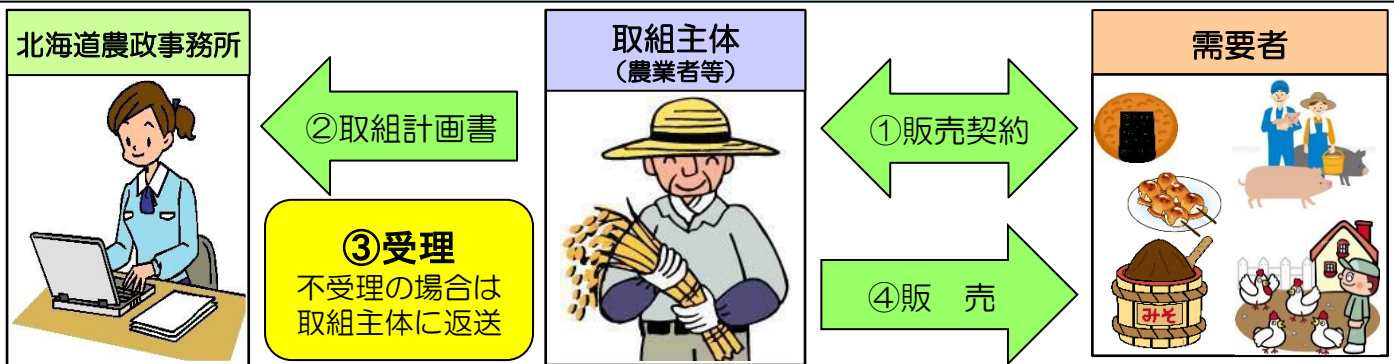
加工用米・新規需要米に取り組む農業者の皆さまへ

令和8年産加工用米等取組計画書

届出期日は「6月30日」まで！

加工用米・新規需要米（加工用米等）の取組主体（全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者及び特認団体）は、加工用米等に取り組む場合には、取組計画書を作成し、北海道農政事務所へ提出の上、受理される必要があります。6月30日までに取組計画書が提出されない場合、加工用米等として支援を受けることができません。

手続き等の基本的な流れ（イメージ）



目

次

- I 取組計画書の届出・受理について、取組計画書に係る主な改正点・・・・・・・・・・ P1
- II 取組計画書の提出書類・保管書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- III-1～9 取組計画書届出時の提出書類（作成例）・・・・・・・・・・・・・・・・ P3～P13
- IV 取組計画書変更届出時の提出書類（作成例）・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- V-1～2 取組主体が保管する書類（作成例）・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～P16
- VI-1～2 届出後の提出書類（作成例）・・・・・・・・・・・・・・・・ P17～P20
- VII-1～3 捨てづくり等の防止、こんな行為は違反です！、不適正な出荷が行われた場合・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
- VIII-1～2 区分管理方式、一括管理方式について・・・・・・・・・・・・・・・・ P22～P23

【参考】 飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について・・・・・・・・・・ P24
各種様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html>

I 取組計画書の届出・受理について

1. 令和8年産において加工用米等に取り組む場合は、**6月30日までに取組計画書を北海道農政事務所長に提出し、受理される必要**があります。
北海道農政事務所は、必要項目の未記入及び添付書類の不足等、形式的な不備があった場合、取組主体に対して修正等を求め、適切な修正等が行われない場合には当該取組計画書を受理せず、不受理とした理由を示した上で返送します。
2. 届出にあたっては、**チェックシート（別紙様式第3-6号）に記載されている確認事項等の内容について適切であることを確認**してください。
3. **需要者までの流通に関与する全ての事業者が作成した加工用米等の流通に係る誓約書を添付**してください。また、販売契約等の状況が分かる書類は北海道農政事務所長の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管してください。
4. 全国の作付状況等を踏まえ、取組計画書の内容を変更する場合は、**8月20日までに需要者団体等の同意を得た上で、変更後の取組計画書を北海道農政事務所長に提出**してください。
5. **低品位米を用途変更する場合は、別途、用途外使用承認申請が必要**です。
※区管理方式の場合は、当該ほ場における全収穫量が用途限定米穀になります。ふるい下米等を用途外使用する場合は申請が必要ですので、ご注意ください。

取組計画書に係る主な改正点

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）は令和8年3月31日に一部改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。

1 10a当たり平年収量の廃止に伴う改正

農林水産省統計部公表の都道府県別・作柄表示地帯別の10a当たり平年収量（以下「平年単収」という。）について、令和8年産から廃止となることに伴い、以下の見直しを行う。

（1）地域の合理的な単収の設定（推進要領別紙1別添1）

地域の合理的な単収について、設定方法を以下のとおり見直す。

改正前：前年産の都道府県別又は作柄表示地帯別の平年単収に整合した市町村別又は地域農業再生協議会別の単収

改正後：都道府県別又は作柄表示地帯別の単収の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値に整合した市町村別又は地域農業再生協議会別の単収

※ 改正前、改正後ともに、ふるい目1.70mm以上（以下同じ）。

（2）加工用米等の出荷・販売契約数量の調整（推進要領別紙1別添3）

加工用米等取組計画における出荷・販売契約数量について、作柄に応じて調整を行う場合、推進要領に定める計算式により算出した数量と、当初の出荷・販売契約数量との間の任意の数量としているが、当該計算式を以下のとおり見直す。

改正前：出荷・販売契約数量×当年産の作柄表示地帯別の単収／当年産の作柄表示地帯別の平年単収

改正後：出荷・販売契約数量×当年産の作柄表示地帯別の単収／作柄表示地帯別の単収の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値

2 米粉用向け専用品種の追加（推進要領別紙1別表2）

亜細亜のつき、奥羽452号及びはなというを追加。

Ⅱ 取組計画書の提出書類・保管書類一覧

取組主体は、仲介事業者、需要者、とう精等委託先事業者から必要書類の提出を受け、取組計画書及び添付書類一式を北海道農政事務所（地域拠点含む）に提出してください。

	書類様式	提出期限	参照ページ	作成者 ※1	提出者 ※1
取組計画書届出時の提出書類	取組計画書 別紙様式第3-1号	6月30日	P3~P5	取組主体	取組主体
	購入計画書 別紙様式第3-3号	6月30日	P6	需要者	取組主体
	団体間集荷計画書 別紙様式第3-4号	6月30日	P7	ホクレン 北集	取組主体
	流通に係る誓約書 別紙様式第3-5号	6月30日	P8	取組主体 需要者 仲介事業者	取組主体
	チェックシート 別紙様式第3-6号	6月30日	P9	取組主体	取組主体
	販売計画書（新規需要米のみ） 様式参考例2	6月30日	P10	取組主体 （必要に応じて）	取組主体
	区分管理計画書 別紙様式第2号	6月30日	P11	農業者 （必要に応じて）	農業者
	出荷契約等数量農業者別一覧表 別紙様式第6-1号	7月10日	P12	認定方針作成者 特認団体	認定方針作成者 特認団体
	適正流通に関する誓約書 （業務委託契約分） 別紙様式第8号	6月30日	P13	委託先事業者 （必要に応じて）	取組主体 需要者 仲介事業者
	取組計画書変更届出時の提出書類	上記のうち変更になる書類	8月20日	上記参照	上記参照
契約変更に係る同意書 様式参考例3		P14		取組主体 需要者	取組主体
変更前の取組計画書（写） 別紙様式第3-1号		—		—	取組主体
取組主体が保管する書類	販売契約書 ※新規需要米は様式参考例1を参考に作成	北海道農政事務所長の求めに応じて提出	P15	取組主体 需要者 仲介事業者	取組主体
	自家加工等販売計画書 別紙様式第3-2号		P16	自家加工等農業者 （必要に応じて）	取組主体
届出後提出書類	生産出荷数量一覧表 別紙様式第6-2号※2	12月21日	P17~P18	認定方針作成者 農業者 特認団体	認定方針作成者 農業者 特認団体
	受払状況等報告書 別紙様式第7号	毎年4月30日	P19~P20	需要者 自家加工等農業者	需要者 自家加工等農業者

※1 【用語解説】

- 取組主体：農業者、認定方針作成者、特認団体、都道府県出荷団体、全国生産出荷団体
 需要者：加工用米等を使用した米加工品等の製造販売又は飼料用等への使用を業とする者
 仲介事業者：取組主体と需要者との取引について仲介を行う事業者（他の仲介事業者を取り次ぐ者を含む）
 委託先事業者：加工用米等の流通等に係る業務（とう精、製粉、調製、破碎等）の委託契約を受けた者
 自家加工等農業者：自ら生産若しくは集荷した加工用米等について、米加工品に加工した上で自ら販売又は新規需要米を飼料用米等として自ら利用する農業者

※2 『「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」』（様式第11-2号）が提出されている場合を除く。

Ⅲ－１－① 「加工用米等取組計画書」の作成例

別紙様式第3－1号

令和8年6月30日

北海道農政事務所長 殿

(注) 低品位米の用途変更について
 ふるい下等の低品位米の用途変更する場合は、
用途外使用承認申請が必要です。
 (様式：別紙様式第9－2号)

取組主体
 住所 ○○市○○町○番○号
 氏名 ○○農業協同組合
 代表理事組合長 ○○ ○○
 電話 ○○○-○○○-○○○○
 (E-mail) ○○○@○○.○○.○○

令和8年産加工用米等取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

記

1 用途等

加工用米
 新規需要米

該当する用途にチェックを付けてください。

飼料用 米粉用 新市場開拓用 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 青刈り稲・わら専用稲
 ※ 飼料用に限る。

2 取組計画

(1) 生産計画

単収については地域農業再生協議会に確認してください。

種 類	品 種	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	単 収 (kg/10a)	面 積 (㎡)	出 荷 方 式	備 考
※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
うるち米	その他	10,000	515	19,417	一括	
うるち米	きたげんき	5,150	515	10,000	区分	
計		15,150		29,417		

区分管理方式の場合は、数量を「単収×面積」（小数点以下切り上げ）としてください。
 一括管理方式の場合は、面積を「生産数量÷単収」（小数点以下切り捨て）としてください。

稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）の場合は、備考欄にロール等の大まかなサイズ、重量を記入してください。
 (例：直径120cm×厚さ120cm、500kg/ロール)

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使 途 ※2	品 位 ※3	引渡時の 態 様 ※4	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	販売価格 (円/kg (税込み)) ※5
うるち米	○○株式会社 (需要者)【北海道】		合格以上	玄米	10,000	50
うるち米	有限会社△△ (仲介事業者)【北海		合格以上	乾もみ	5,150	50
うるち米	○○株式会社 (需要者)【北海道】		合格以上	乾もみ		

仲介事業者が販売に介入する場合は、仲介業者及び当該仲介事業者を介して購入する需要者を別行に記入してください。
 また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入してください。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

販売契約に基づき、飼料用として販売します。
 主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

主食用米と区分して管理を行うこと、出荷・販売時にその用途の表示を行うこと、台帳の整備を行うこと等を記載してください。

(注) 2の(1)の生産計画において、出荷方式が区分管理方式の場合は、調整ふるい下米の取扱い(用途外使用の有無、ふるい下米も含む全量を需要者に引き渡す等)を記載すること。

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(例) 北海道札幌市中央区北○条西○丁目○番地
 (一財) ○○米麦検定協会

Ⅲ－１－② 「加工用米等取組計画書」の作成例（SGSの場合）

別紙様式第3-1号 SGS（ソフトグレインサイレージ）：生もみを破碎処理し密封保存してサイレージ化したもの
令和8年6月30日

北海道農政事務所長 殿

（注）低品位米の用途変更について
 ふるい下等の低品位米の用途変更する場合は、
用途外使用承認申請が必要です。
 （様式：別紙様式第9-2号）

取組主体
 住所 ○○市○○町○番○号
 氏名 ○○農業協同組合
 代表理事組合長 ○○ ○○
 電話 ○○○-○○○-○○○○
 (E-mail) ○○○@○○.○○.○○

令和8年産加工用米等取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

記

1 用途等

加工用米
 新規需要米

飼料用にチェックを付けてください。

飼料用 米粉用 新市場開拓用 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 青刈り稲・わら専用稲
※ 飼料用に限る。

2 取組計画

(1) 生産計画

単収については地域農業再生協議会に確認してください。

種 類	品 種	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	単 収 (kg/10a)	面 積 (㎡)	出 荷 方 式	備 考
※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
うるち米	きたげんき	14,775	515	20,000	区分	
うるち米	その他	7,389	515	10,000	区分	
計		22,164		30,000		

SGSの換算重量を記載し、SGS数量換算表（次ページ）を添付してください。
 取組主体が認定方針作成者の場合は、別紙様式第6-1号提出時にSGS数量換算表を添付してください。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使 途 ※2	品 位 ※3	引渡時の 態 様 ※4	数量 (玄米kg、 ロール数等)	販売価格 (円/kg (税込み)) ※5
うるち米	○○株式会社 (需要者)【北海道】			SGS	22,164	30

仲介事業者が販売に介入する場合は、仲介業者及び当該仲介事業者を介して購入する需要者を別行に記入してください。
 また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入してください。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

販売契約に基づき、飼料用（SGS）として販売します。
 主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

主食用米と区分して管理を行うこと、出荷・販売時にその用途の表示を行うこと、台帳の整備を行うこと等を記載してください。

(注) 2の(1)の生産計画において、出荷方式が区分管理方式の場合は、調製ふるい下米の取扱い(用途外使用の有無、ふるい下米も含む全量を需要者に引き渡す等)を記載すること。

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

令和8年産 SGS数量換算表（例）※水分を35%に調整した場合

需要者：〇〇株式会社

生産者名	単収 (kg/10a) ①	取組面積 (㎡) ②	玄米数量 (kg) ③=①×②	もみ換算数量 (kg) ④=③/80%	水分調整 (水分15%を 0%に換算) (kg) ⑤=④×85%	(契約数量) SGS換算数量 (kg) ⑥=⑤×135%
農政太郎	515	20,000	10,300	12,875	10,944	14,775
農政次郎	515	10,000	5,150	6,438	5,473	7,389
計	—	30,000	15,450	19,313	16,417	22,164

生産者名	もみ数量 (kg) ⑦	もみ水分 (%) ⑧	水分調整 (水分0%に 換算) ⑨=⑦×(100%−⑧)	SGS換算数量 (kg) ⑩=⑨×135%
			0	0
			0	0
計	0	—	0	0

Ⅲ-2 「購入計画書」の作成例

別紙様式第3-3号

令和8年6月30日

需要者が取組主体宛てに作成してください。
※加工用米及び新市場開拓用（輸出用を除く）のみ

取組主体 ○○ ○○ 殿

需要者団体等
住 所 ○○町○番○号
氏 名 ○○株式会社

令和8年産加工用米等購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 用途等

- 加工用米
新規需要米のうち新市場開拓用（輸出用を除く）
（具体的な用途： ）
（注）用途ごとに別葉で作成すること。

2 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
うるち米	玄米	加工米飯	3,000	3,000
計			3,000	3,000

- (注1):種類はうるち米・もち米別、態様は玄米・精米・変形加工等を記載すること。
(注2):態様が玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。
(注3):用途は、加工用米の場合、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
新規需要米のうち新市場開拓用（輸出用を除く）の場合、具体的な用途を記載。
(注4):構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「2 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内訳を添付すること。
(注5):購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。
(注6):販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の作成は要しない。

3 購入希望時期 令和8年11月

Ⅲ－３ 「団体間集荷計画書」の作成例

別紙様式第 3－4 号

令和 8 年 6 月 30 日

北海道農政事務所長 殿

取組主体が「ホクレン」又は「北集」以外の場合は提出不要です。

加工用米等団体間集荷計画書

{
 全国生産出荷団体
 都道府県生産出荷団体
 住 所 ○○市○○区○条○丁目○番地
 氏 名 ○○農業協同組合連合会
 代表理事長 ○○ ○○

該当する用途にチェックを付けてください。

加工用米 新規需要米

都道府県	認定方針作成者名 ※1	用途 ※2	種類 ※3	生産予定数量 (玄米kg、ロール数等)	生産予定面積 (㎡)
北海道	○○農業協同組合	飼料用	うるち米	15,000	29,126
北海道	△△農業協同組合	飼料用	もち米	10,000	19,417
都道府県ごと、種類ごとの小計欄を作成してください。					
北海道 小計		飼料用	うるち米	15,000	29,126
北海道 小計		飼料用	もち米	10,000	19,417
計 ※4		飼料用		25,000	48,543

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 新規需要米の場合には、飼料用、米粉用、稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）、青刈り稲・わら専用稲又は新市場開拓用のいずれかを記入し、各用途を別葉とすること。
- ※3 加工用米はうるち米又はもち米のいずれか、新規需要米はうるち米、もち米又は醸造用米のいずれかを記入すること。
- ※4 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

Ⅲ-4 「流通に係る誓約書」の作成例

別紙様式第3-5号

令和8年6月30日

北海道農政事務所長 殿

当該米穀を使用する**需要者までの流通に関与する全ての事業者が作成**してください。

加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第5の2に規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙1の第8の1の(2)の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需要者が受払状況等報告書を適切に報告したことを確認していること

【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙1の第8の1の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙1に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局長等が行う調査等に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと
- ⑧ 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないとともに、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分して保管し、出荷すること
- ⑨ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実を収穫しないこと
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に引き渡すこと
- ⑩ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと
- ⑪ 他のは場で生産された米穀を混ぜて飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと

取組主体
需要者団体等
仲介事業者

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 ○○農業協同組合 代表理事組合長 ○○ ○○

(注1) 推進要領別紙2を保管すること。

(注2) 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。

(注3) 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙1の第2の2に規定する新規需要米の生産を行う場合のみ記載すること。

Ⅲ-5 「チェックシート」の作成例

別紙様式第3-6号

取組計画書提出に係るチェックシート

【用途：飼料用】

該当する項目すべてにチェックを付けてください。

取組主体

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 ○○農業協同組合 代表理事組合長 ○○ ○○

取組計画書の提出に当たって、以下の内容について適切であることを確認しており、不備等があった場合には取組計画書の不受理となることに異存ありません。

書 類	確認事項等	✓欄	
取組計画書	1 用途等	該当する用途にチェックが入っている。	<input checked="" type="checkbox"/>
	2 取組計画 (1) 生産計画	項目すべてに必要な事項を記載している。	<input checked="" type="checkbox"/>
		単収欄に記載した単収は、別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収となっている。 〔 区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種(第4の3に規定する多収品種をいう。)を作付けるときは、地域農業再生協議会又は市町村と協議の上、地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて契約数量を算出することができる。 〕	<input checked="" type="checkbox"/>
		面積欄は、数量欄に記載のある数値を単収欄に記載した単収で除して算出した数値となっている。	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 販売計画	項目すべてに販売契約の内容を記載している。	<input checked="" type="checkbox"/>
		契約相手方欄について、当該米穀を使用する需要者まで流通に関与する事業者を含めてすべて記載している。	<input checked="" type="checkbox"/>
	3 適正流通の確保に向けた措置等	必要事項を記載している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称	必要事項を記載している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
区分管理計画書	区分管理計画書(別紙様式第2号)を添付(又は提出)している。 ※ 区分管理方式を選択している場合(子実を出荷しない場合を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	
添付書類	需要者団体等からの購入計画書(別紙様式第3-3号)を添付している。 ※ 加工用米及び新規需要米のうち新市場開拓用(別紙1の第2の2の(1)の⑤のうち、輸出用として用途が限定されている米穀を除く)の場合であって、販売契約書の写しを提出しない場合	<input checked="" type="checkbox"/>	
	加工用米等団体間集荷計画書(別紙様式第3-4号)を添付している。 ※ 取組主体が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合	<input type="checkbox"/>	
	当該米穀を使用する需要者までの流通に関与する事業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)をすべて添付している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	販売計画書(様式参考例2)を添付している。 ※ 新規需要米であって、取組計画の提出期限までに販売契約書を締結できない場合	<input type="checkbox"/>	
	本チェックシート(別紙様式第3-6号)を添付している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
保管書類	以下の書類を適切に整理・保管している。 ① 販売契約書 ② 買取販売事業者にあつては、買取販売承認通知書(別紙様式第11-1号)及び契約書 ③ 自家加工等農業者にあつては、加工用米等自家加工等販売計画書(別紙様式第3-2号)	<input checked="" type="checkbox"/>	

Ⅲ－６ 「新規需要米販売計画書」の作成例

様式参考例2(別紙1の第5の1の(2)のニ関係)

令和8年6月30日

取組計画書の提出時までには需要者との販売契約を締結できない場合に提出してください
(新規需要米のみ)

令和8年産新規需要米販売計画書

取組主体
住 所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○農業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○

○取組計画書提出時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(玄米kg、ロール等)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介事業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項
うるち米	○○株式会社 ○○市○条○丁目○番地	5,000	①..... ②..... ③..... ④.....

(注) 需要者が決定した際は、速やかに販売契約を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)を農産局長又は地方農政局等に提出すること。

Ⅲ－７ 「区分管理計画書」の作成例

別紙様式第2号

区分管理方式による出荷を選択する場合、作成してください。

令和8年6月30日

北海道農政事務所長 殿

農業者

住所：〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名：農政 太郎

電話番号：〇〇〇－〇〇〇〇

(Email) 〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

【誓約事項】

加工用米及び新規需要米の生産並びに乾燥及び調製において主食用米と明確に区分するとともに、以下について誓約します。

- ① 1の区分管理の手法等により、2に掲げるほ場の全収穫量を加工用米等として出荷することとし、他のほ場で生産された米穀が混入しないよう出荷すること
- ② 2に掲げるほ場の単収が他のほ場の単収に比べて大きく差が生じる等、全収穫量に疑義が生じた場合には、地方農政局長等の調査に協力すること
- ③ 加工用米等の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ④ 1の手法によるもって妥当性のあ
よる措置が行われ

多収品種は推進要領別紙1別表1に掲げる品種又は北海道知事特認品種を記載してください。
米粉専用品種は推進要領別紙1別表2に掲げる品種を記載してください。

1 区分管理の手法等（栽培管理の違いや区分管理の方法等を具体的に記載すること。）

<input checked="" type="checkbox"/>	多収品種又は米粉専用品種を作付ける。（品種名：きたげんき）
<input type="checkbox"/>	多収品種又は米粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。（品種名：_____）
<input type="checkbox"/>	主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
<input type="checkbox"/>	1 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
<input type="checkbox"/>	2 省力化栽培（3以外）を行う。（具体的内容：_____）
<input type="checkbox"/>	3 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
<input type="checkbox"/>	4 その他（具体的内容：_____）

4 その他を選択する場合は、1・2・3以外の主食用米との生産段階の差異について具体的に記入してください。

※ 該当する項目にチェックを付すこと。

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

用途 ※1	所在・地番	品種名 ※2	面積（㎡）	備考
飼料用	〇〇市〇〇町〇番地の1	きたげんき	5,000	
飼料用	〇〇市〇〇町〇番地の2	ななつぼし	5,000	主食用品種と同じ

Ⅲ－８ 「出荷契約等数量農業者別一覧表」の作成例

別紙様式第6－1号

令和8年6月30日

〇〇市地域農業再生協議会長 殿
北海道農政事務所長

それぞれ別葉に作成して提出してください。
取組主体が農業者（個人）の場合は提出不要です。

〔 認定方針作成者
特認団体
住所 〇〇市〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〕

令和8年産加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり加工用米等の出荷契約者一覧を提出します。

記

（地域農業再生協議会名：〇〇市地域農業再生協議会）

（出荷団体名：注4参照）

1 用途等

加工用米
新規需要米
飼料用 米粉用 | 新市場開拓用 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 青刈り稲・わら専用稲
（ ） ※ 飼料用に限る

該当する用途にチェックを付けてください。

（注1） 新市場開拓用について、輸出用米、輸出用日本酒の原料の醸造用玄米、輸出用のパックごはん、バイオエタノール、バイオマプラスチック等の具体的な用途を（ ）に記載すること。

（注2） 用途ごとに別葉で作成すること。

2 出荷契約者

農業者名等		農業者 コード	種類	品種名	出荷契約数量 (玄米kg、 ロール数等)	単収 (kg/10a)	面積 (㎡)	出荷 方式	態様
住所	氏名又は名称								
〇〇市〇〇町△ 番△号	農政 太郎	※1 1234567 890123	※2、※3 うるち米	※4 その他	10,000	515	19,417	一括	※7 玄米
〇〇市〇〇町□ 番□号	農政 次郎	1234567 890124	うるち米	そらゆた か	5,150	515	10,000	区分	乾もみ
計					15,150		29,417		

区分管理方式の場合は、出荷契約数量を「単収×面積」(小数点以下切り上げ)としてください。
一括管理方式の場合は、面積を「出荷契約数量÷単収」(小数点以下切り捨て)としてください。

Ⅲ－９ 「適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）」の作成例

取組主体、仲介事業者、需要者等と流通等に係る業務（とう精、製粉、調製、破砕等）委託契約を締結する場合、委託先事業者が作成してください。

別紙様式第8号

北海道農政事務所長

殿

令和8年6月30日

加工用米及び新規需要米の適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）

私は、**有限会社△△**との業務委託契約（とう精）に基づき、加工用米及び新規需要米の適正な流通を確保し、以下について誓約します。↑

【誓約事項】

具体的な業務内容を記載してください。

- ① 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第8の2の（2）に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ② 業務委託により取り扱う加工用米及び新規需要米について、定められた用途以外へ転用又は転売しないこと
- ③ この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ④ 加工用米及び新規需要米の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑤ この誓約書に反したことが確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、その他の不利益を被ることになっても異存がないこと

委託先事業者

住所 △△市△△町△番△号

氏名 株式会社△△商事

委託先事業者は、適正流通の観点から、主食用と加工用米等を区分（新規需要米は用途ごとに区分）して保管管理するとともに、加工用米等の受払台帳等（新規需要米は用途ごとに区分）を整備し、管理状況を常時明確にしておく必要があります。

（注）推進要領別紙2を保管すること。

Ⅳ 「契約変更に係る同意書」の作成例

全国の作付状況等を踏まえ、取組計画書の内容を変更する場合は
8月20日まで変更を受付します。

【変更を受付する要件】

- ・ 6月30日までにいずれかの用途の取組計画書を提出していること
※取組主体として6月30日までに取組計画書を全く提出していない場合は、
新たに取組計画書を提出することは認められない。
- ・ 需要者の同意を得ていること

様式参考例3（別紙1の第5の5の（1）関係）

加工用米及び新規需要米の契約変更に係る同意書

1 用途等

<input type="checkbox"/> 加工用米 新規需要米	該当する用途にチェックを付けてください。
<input checked="" type="checkbox"/> 飼料用	<input type="checkbox"/> 米粉用
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用	<input type="checkbox"/> 稲発酵粗飼料用稲
()	<input type="checkbox"/> 青刈り稲・わら専用稲 ※ 飼料用に限る。

(注) 新市場開拓用について、輸出用米、輸出用日本酒の原料の醸造用玄米、輸出用のパックごはん、バイオエタノール、バイオマスプラスチック等の具体的な用途を()に記載すること。

2 契約内容

種類	用途	品位	引渡時の 態様	数量 (玄米kg)	
				当初	変更後
うるち米	飼料用	合格以上	玄米	10,000	8,000

3 変更に係る需要者等の承認

加工用米及び新規需要米の契約について、上記のとおり変更することに同意しています。

令和8年8月10日

(取組主体)

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 農政 太郎

(需要者団体等)

住所 ○○市○○町○番地

○ ○ 飼料株式会社△△工場

氏名 工場長 ○ ○ ○

V-1 「新規需要米の販売等に関する契約書」の作成例

様式参考例1(別紙1の第5の1の(1)のア関係)

仲介事業者を含む複数の契約となる場合は、甲、乙、丙・・・等、全ての契約者を記入します。

新規需要米の販売等に関する契約書

農政太郎(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する令和8年産の新規需要米(飼料用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和8年産の新規需要米15トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、令和8年12月10日までに引き渡すものとする。

種類: うるち米 もち米 醸造用
品位: 合格以上の品位 定めない
引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他()
販売契約数量: 15,000 実kg
販売価格: 50 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、飼料用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

品位等検査を受検しない場合を記載します。

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

全ての用途で定める必要があります。

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあつては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農産局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和8年6月20日

契約者数分を作成してください

甲 住所:
氏名:
電話番号:

※取組主体、仲介事業者、需要者の3者契約の場合は甲、乙、丙として下さい。

乙 住所:
氏名:
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したのものとする。2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

V-2 「自家加工等販売計画書」の作成例

自ら生産又は集荷した加工用米等を
自ら利用又は販売する取組主体（農業者）が作成してください。

別紙様式第3-2号

令和8年6月30日

令和8年産加工用米等自家加工等販売計画書

自家加工等農業者
住 所 ○○市○○町○丁目
氏 名 農政 太郎

1 用途等

<input type="checkbox"/> 加工用米 新規需要米	該当する用途にチェックを付けてください。
<input type="checkbox"/> 飼料用 <input type="checkbox"/> 米粉用 <input type="checkbox"/> 新市場開拓用 <input checked="" type="checkbox"/> 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） <input type="checkbox"/> 青刈り稲・わら専用稲	※ 飼料用に限る。

(注1) 新市場開拓用について、輸出用米、輸出用日本酒の原料の醸造用玄米、輸出用のパックごはん、バイオエタノール、バイオマスプラスチック等の具体的な用途を()に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (実kg、%等)	原料米穀の 使用数量 (玄米kg、ロール数等)	うち、自ら生産する 加工用米等数量 (玄米kg、ロール数等)
WCS用稲	40ロール	40ロール	25ロール
合 計	40ロール	40ロール	25ロール

(注1) 製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位（例：実kg、%等）を記載すること。

(注2) 原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3) 自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載すること。

(注4) 飼料用として自家利用する等、加工せずに使用する場合には、製品欄に用途、原料米穀の使用数量欄を使用数量に変更してそれぞれ記入すること。

VI-1 「生産出荷数量一覧表」の作成例

別紙様式第6-2号

令和8年12月15日

〇〇市地域農業再生協議会長 殿
北海道農政事務所長

それぞれ別葉に作成して提出してください。

認定方針作成者、農業者及び特認団体は、**令和8年12月21日まで**に地域農業再生協議会の代表者及び北海道農政事務所長に提出してください（飼料用米、米粉用米については、『「令和8年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」』（様式第11-2号）が提出されている場合を除く）。

認定方針作成者、農業者及び特認団体
住所 〇〇市〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和8年産加工用米等生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(地域農業再生協議会名: 〇〇市地域農業再生協議会)
(出荷団体名: (注3参照))

この報告書が適切に提出されない場合、加工用米等の流通に係る適格者の要件を満たさないことになります。
(推進要領別紙1の第5の2の(1)関連)

1 用途等

加工用米 該当する用途にチェックを付けてください。
新規需要米
 飼料用 米粉用 | 新市場開拓用 稲発酵粗飼料用稲 (WCS用稲)
()

(注1) 新市場開拓用について、輸出用米、輸出用日本酒の原料の醸造用玄米、輸出用プラスチック等の具体的な用途を()に記載すること。
(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

【出荷契約数量及び販売契約数量の変更について】
認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により生産量が変動した場合には当該生産量の変動に応じて出荷契約数量及び販売契約数量を変更します。
「区分管理方式」は、作付ほ場で生産された全収穫量、「一括管理方式」は、A又はBにより、出荷必要数量を算出し、これを変更後出荷契約等数量とすることができます。
なお、出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行う場合は、仲介業者及び需要者の了解を得た上で行ってください。

2 出荷契約者

農業者名等		種類	品種	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ①	単収 (kg/10a) ※1	生産面積 (㎡) ③	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量 ⑧	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量 (玄米kg) ⑨	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ※4	調整理由 (⑧との差が生じている理由)	WCSのロールサイズ等 ※5	稲わらの利用状況 ※6
氏名又は名称 ※1	農業者コード ※1						A: 作柄変動が生じた場合 補正率 ④	B: 自然災害により減収 全ての水稻作付面積 (㎡) ⑤	減収量 ⑥						
農政太郎	1234567 890123	うるち米	その他	10,000	515	19,417	530 / 504			10,500	10,500			③	
農政次郎	1234567 890124	うるち米	そらゆたか	5,150	515	10,000	/		5,325	5,325	5,325			①	
計	—	—	—	—	—	—	—	—	15,825	15,825	15,825				

「作柄表示地帯別の単収」/ 作柄表示地帯別の単収の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値を記入

※①×④と①の間の任意の数値で記入してください(①×④の端数は四捨五入)。
※30kg換算個単位に調整することができます(調整の際に生じる端数は切り捨てにより整理)。
ただし、切り捨てにより出荷数量が「零」となる場合は30kg換算個単位での調整は行いません。

WCS用稲の場合、ロールサイズ、重量を記入
例: 直径120cm×厚さ120cm、500kg/ロール

【参考】「令和8年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」の作成例

様式第11-2号

〇〇市地域農業再生協議会会長 殿
北海道農政事務所長 殿

令和8年12月15日

飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、令和9年2月1日までに農産物検査結果通知書等の写しを添付して提出してください。
※令和8年12月21日までに提出することで、「加工用米等生産出荷数量一覧表(別紙様式第6-2号)」の提出に代えることができます。

認定方針作成者
農業者
住所 〇〇市〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

「令和8年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づく加工用米等生産出荷数量及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組数量について、以下のとおり報告します。

記

農業者名等		生産出荷数量報告											水田活用の直接支払交付金に係る数量報告															
氏名又は名称	農業者コード	種類	品種	多収	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産面積 (㎡) ③ ※1	管理方式	販売契約における産額	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ⑧ ※3	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量 (玄米kg) ⑨	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ※4	調整理由 (⑧との差が生じている理由)	WCSのロールサイズ等 ⑩ ※5	稲わらの利用状況 ⑪ ※6	数量の確認方法 ※7			適合品位に相当する数量 (実kg) ⑬ ※8	うち、ふるい上の数量 (飼料用米のみ) (玄米kg) ※9	うち、ふるい下の数量 (飼料用米のみ) (玄米kg) ※9	算出に用いた値の根拠	農産物検査をもみで受検した場合又は農産物検査によらない方法でもみを確認した場合「1」を記入	主食用米の出荷及び生産状況 ※10	
										全部の水稲作付面積	減収量 (kg) ⑥	収穫量 (玄米kg) ⑦							農産物検査を受検して確認	なし	出荷数量 (玄米kg)						生産面積 (㎡)	
農政太郎	1234567890123	うるち米	その他		10,000	515	19,417	一括	玄米	530/504			10,500					③	○			10,500	9,975	525	□1.70mm以上のふるいを使用 ■農林水産統計による公表値を使用	61,800	120,000	
農政次郎	1234567890124	うるち米	そらゆたか	○	5,150	515	10,000	区分	乾もみ			5,325	5,325	5,325				①	○			5,325	5,059	266	□1.70mm以上のふるいを使用 ■農林水産統計による公表値を使用	51,500	100,000	
計	—	—	—	—	15,150	—	—	—	—	—	—	—	15,825	15,825	—	—	—	—	—	—	—	15,825	15,034	791	—	—	113,300	220,000

- (※1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙様式第3-1号の加工用米等取組計画書若しくは別紙様式第6-1号の加工用米等出荷契約数量等農業者別一覧表と整合すること。
- (※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A~Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等その他不可抗力の要因により減収した場合の変更を行う場合においては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
- (※4) ⑧の変更後出荷契約等数量うち適合品位に相当する数量を記入すること。なお、米粉用の1.70mmふるい下の数量や30kg換算を行う場合の切り捨て数量等、⑧の数量との差が生じている理由等を「調整理由」欄に記載すること。(例:ふるい下米kgを飼料用に販売、30kg調整によりkgを飼料用に販売)
- (※5) WCS用稲、青刈り稲等の場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさ(サイズ)、重量を記入する(例:直径○cm×厚さ○cm、ロール当たり○kg)。複数のサイズに取り組む場合は、サイズ別に記載する。
- (※6) ①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入すること。
- (※7) 該当する欄に○を記入すること。
- (※8) ⑩の出荷数量と同数とし、農産物検査結果通知書等の登録検査機関が発行した検査結果の分かる書類の写しを添付すること。適合品位に相当すると認められるものを記載する場合にあっては、確認者による数量証明書を添付する。
- (※9) ふるい上の数量については、実際に飼料用米をふるいにかけない場合は、農林水産統計の当年度水稲の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)を取穫量に乗じて算出すること(小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下切り上げ)。また、ふるい下の数量については、ふるい上の数量を取穫量(適合品位に相当する数量)から控除すること。
- (※10) 当年度で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載する。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の作付面積(換算値)の値を記載する。

- (注1) 認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注3) WCS用稲、青刈り稲等については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。
- (注4) 「籾」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

加工用米等を原料として製品を製造する場合は、製品の製造及び出荷の状況を記載してください。

3 加工用米等使用製品の製造及び出荷の状況

用途	製品名	単位 (a) ※1	製品製造状況 ((a)の単位で記入)		製品出荷数量 ((a)の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越量 ((a)の 単位で記入) (b+c-d)
			前年度から の繰越量 (b)	当年度の製造量 (c) 加工用米等の 使用数量 (実kg) ※2		
飼料用	鶏用配合飼料	kg	3,000	10,000	10,000	3,000
飼料用	豚用配合飼料	kg	2,000	8,000	8,500	1,500

※1: 「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。

※2: 使用した加工用米等の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

(注) 飼料用等の加工して製品を製造せず、直接使用する場合には、当該欄の報告を省略することができる。

※4は米穀粉等(新規需要米の場合は米粉用)の販売がある場合のみ

4 米穀粉等(新規需要米の場合は米粉用)の販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住所	用途 ※1	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
〇〇株式会社	〇〇市〇条〇丁目〇番地	米穀粉用	8,000	10,000
有限会社△△	〇〇市〇〇町〇番〇号	米粉用	5,000	8,000
計			13,000	18,000

Ⅶ - 1 捨てづくり等の防止 ～ 適正な生産の徹底等 ～

水田活用の直接支払交付金の交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

そのため、対象作物の収量が相当程度低い場合には、交付対象とはなりません。収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその証拠書類が提出され、収量が相当程度低くなったことの合理的な理由があると確認できる場合には交付対象となります。

(肥培管理等が不適切と判断された場合(捨てづくり等)には交付対象とはなりません。)

以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。

- 新市場開拓用米、加工用米及び飼料用米(生もみ)
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
- 飼料用米(生もみを利用するものを除く)、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない場合
- WCS用稲
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収(都道府県ごと)等の1/2に満たない場合

※自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は返還していただきます。

Ⅶ - 2 こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米(新規需要米)として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米(新規需要米)に水増しして出荷
- 区分管理で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売



Ⅶ - 3 不適正な出荷が行われた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - 1 名称(氏名)・住所及び違反事実を公表する
 - 2 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付
 - 3 一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

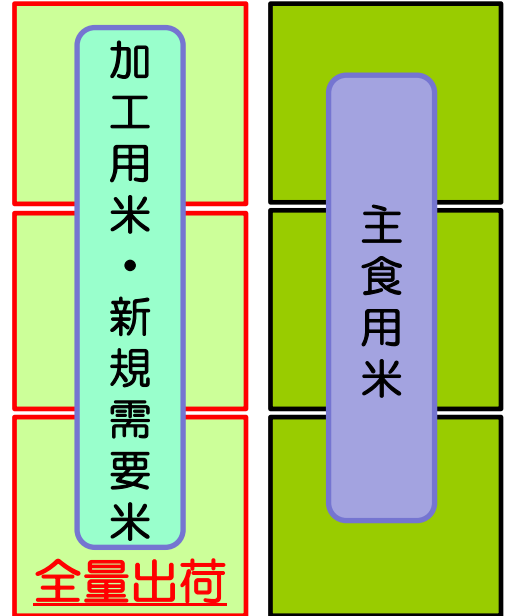
- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

Ⅷ - 1 【区分管理方式】

●区分管理方式は、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、**主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で出荷することを特定したほ場における全収穫量を出荷契約数量及び販売契約数量とする管理方式。**

栽培、生産、収穫、乾燥・調製が、主食用米と別

- 1 多収品種又は米粉専用品種を作付ける。
- 2 多収品種又は米粉専用品種以外の品種であって**主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。**
- 3 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、**生産段階で主食用の生産と差異をつける。**
 - ① 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
 - ② 省力化栽培を行う（③以外）。
 - ③ 生産性ないし収穫量が低いほ場で取り組む。
 - ④ その他



- ◎ **作付けほ場で生産された全収穫量を出荷**する必要があります。
※不作等により契約数量を満たせない場合であっても、**他のほ場で生産された米穀を追加して収穫量とすることはできません。**

【注意】 区分管理方式の取組みで**共同乾燥調製施設の利用を考えている農業者等**は受入施設の状況によって用途限定米穀を搬入できない場合も考えられますので、**事前に受入施設の担当者及び北海道農政事務所担当者と相談のうえ取組の対応をお願いします。**

「多収品種」の範囲（推進要領別紙1の第4の3）

- (1) 国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表1に掲げる22品種（きたげんき、北瑞穂など）。
- (2) 農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種、かつ、国内の流通量に照らして主要ではない品種であり、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種で、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種（そらゆたか）。
- (3) コシヒカリ環1号に(1)又は(2)の多収品種を戻し交雑させて育成した品種

「米粉用向け専用品種」の範囲（推進要領別紙1の第4の4）

- (1) 国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された別表2に掲げる12品種（北瑞穂など）。
- (2) 農業試験場等の試験データ等によりパン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種、かつ、国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種で、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種。

Ⅷ - 2 【一括管理方式】

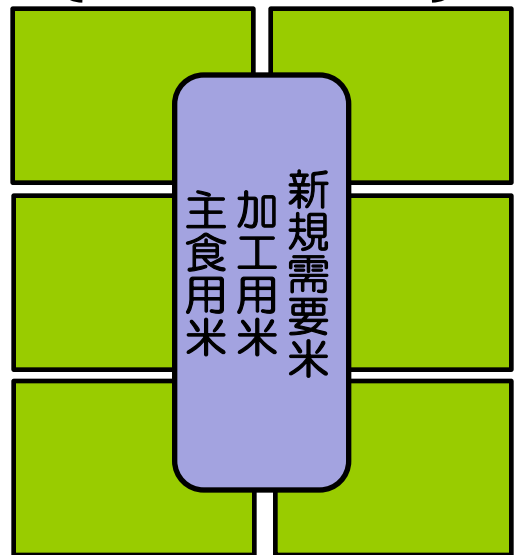
- 区分管理方式による出荷以外は、全て「一括管理方式」による取組となります。



- ◎ 出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における農林水産省統計の作柄表示地帯別の単収に応じて出荷数量を変更することができます。
- ◎ 他に、主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更、自然災害等により減収した場合の変更もできます。
(あらかじめ北海道農政事務所長と協議)

※販売実績数量が契約数量を下回ることがないように注意してください。

栽培、生産、収穫、
乾燥・調製が、
主食用米と一緒に



一括管理方式による出荷の場合は、当初の契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本としますが、作柄変動等が生じた場合には、**農業者等が「当初の出荷契約数量」を出来秋に変更するかどうかを判断することが可能**であり、その際の変更方法は以下の①～③のとおりです。

① 作柄変動が生じた場合（※1）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{当年産の作柄表示地帯の単収}}{\text{作柄表示地帯別の単収の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値}}$$

（※1）上記の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量として調整できる。

② 主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合（※2）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{実単収（＝全収穫量／全作付面積）}}{\text{加工用米・新規需要米に用いる単収}}$$

（※2）共乾施設を利用しているなど全収穫量を客観的かつ適正に把握できる場合、全収穫量が確認できる書類の提出が必要。

③ 自然災害等により減収した場合（※3）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} - \frac{\text{加工用米又は新規需要米の作付面積}}{\text{主食用米も含めた水稻の全作付面積}} \times \text{減収量}$$

（※3）農作物共済の損害高等により、客観的に減収量が確認できる場合に限る。

【参 考】

飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について

「経営所得安定対策等実施要綱 IVの第2の1の(6)から要約」

交付単価(※交付単価における標準単収値は、作柄調整後の標準単収値)

A 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 - 150)kg以下の場合 55,000円 / 10a

**イ 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 - 150)kg～(標準単収値 + 150)kgの場合
80,000円 / 10a + 25,000円 / 150kg × (10a当たり交付対象数量 - 標準単収値) で算定された単価**

※一般品種の飼料用米にあつては、

65,000円 / 10a + 10,000円 / 150kg × (10a当たり交付対象数量 - 標準単収値) で算定された単価)

**ウ 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 + 150)kg以上の場合、105,000円 / 10a
(一般品種の飼料用米にあつては、75,000円 / 10a)**

注1 10a当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。

また、もみで数量確認を行った場合は、当該数量に0.8を乗じた数量(小数点以下切り捨て)を用いて10a当たり交付対象数量を算定します。

注2 交付単価に交付対象面積(1a未満切り捨て)を乗じた金額が交付対象となり、交付金額は1円未満を切り捨てとします。

【飼料用米等の数量払いにおける標準単収値の作柄調整について】

各地域における標準単収値を当年秋の作柄により調整し、交付単価を決定する仕組みです。

調整は、農林水産統計における当年産の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量を、作柄表示地帯別ふるい目1.70mm以上の10a当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値で除した数値を用います。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\begin{array}{l} \text{標準単収値} = \text{地域の合理的単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり収量の}} \\ \text{(小数点以下切り上げ)} \qquad \qquad \qquad \text{前年産までの5か年中3か年平均値(最高値及び最低値を除く)} \end{array}$$

「当初の標準単収値530kg」「農業者の飼料用米等実単収545kg」の場合の交付単価算出例(多収品種の場合)

例1：当年産の10a当たり収量：550kg、10a当たり収量の前年産までの5か年中3か年平均値：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

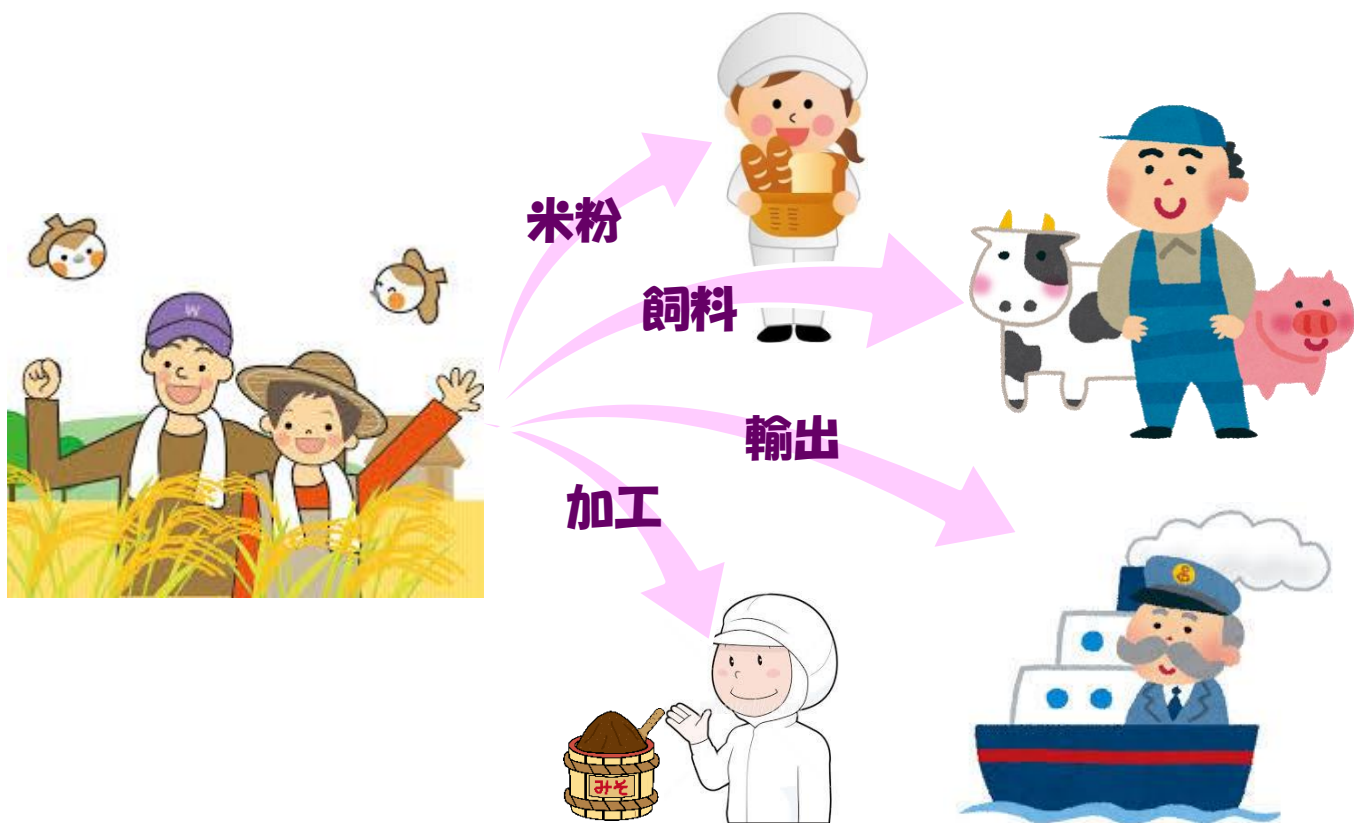
$$\begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \times \frac{550\text{kg}}{525\text{kg}} = \left[\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \qquad \left[\begin{array}{l} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \qquad (10\text{aあたり}) \\ 530\text{kg} \times \frac{550\text{kg}}{525\text{kg}} = 556\text{kg} \qquad 80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times (545\text{kg} - 556\text{kg}) = \text{約}78,166\text{円} \end{array}$$

例2：当年産の10a当たり収量：500kg、10a当たり収量の前年産までの5か年中3か年平均値：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

$$\begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \times \frac{500\text{kg}}{525\text{kg}} = \left[\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \qquad \left[\begin{array}{l} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] \qquad (10\text{aあたり}) \\ 530\text{kg} \times \frac{500\text{kg}}{525\text{kg}} = 505\text{kg} \qquad 80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times (545\text{kg} - 505\text{kg}) = \text{約}86,666\text{円} \end{array}$$



加工用米・新規需要米に関するお問合せは
北海道農政事務所まで。

地域拠点等	所在地	電話番号 (直通)
北海道農政事務所 生産支援課水田農業グループ (石狩、後志、南空知、胆振、 日高、渡島、檜山、釧路、根室、 オホーツク)	札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4地方合同庁舎	(011) 350-7658
旭川地域拠点 地方参事官室 (北空知、上川、留萌、宗谷)	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	(0166) 30-9303
帯広地域拠点 地方参事官室 (十勝)	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	(0155) 24-2402